

第3節 高潮・浸水予防計画

高潮に対しては、河川、港湾、漁港等の堤防、護岸及び防潮堤等について、海岸保全事業等を推進することにより被害の防止を図るものとする。

また、施設の整備による対策とともに、円滑な避難が行われるために情報伝達や警戒避難体制の整備を図るものとする。

{	主な実施機関 市町村，県（農地整備課，水産課，河川課，港湾課） 四国地方整備局	}
---	---	---

第1 海岸・河川・港湾・漁港管理者が定めるべき事項

- (1) 防潮堤，堤防，水門等の点検方針・計画
- (2) 防潮堤，堤防，水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制，手順及び平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート，ヘリコプター臨時発着場港湾，漁港等の整備の方針及び計画
- (5) 同報無線の整備等の方針及び計画

第2 高潮・浸水予防施設の整備

1 海岸堤防施設

(1) 管理

高潮等による被害を防止又は軽減するため、必要な箇所について施設整備を推進するとともに、非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、県及び市町村においては、事態に即応し適切な措置が講じ得られるように、あらかじめその体制を整える。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに、必要に応じ施設の自動操作化、遠隔操作化も検討し、万全の態勢を整える。

(2) 整備

県南部を中心に津波防波堤の整備や海岸堤防の改良工事を行い、より高度な津波・高潮対策を実施する。

事業名等	事業概要	事業場所	備考
漁港海岸保全施設整備事業(高潮)	1箇所 (L=667m)	鳴門市	
"	2箇所(L=1,807m)	阿南市	
漁港環境整備事業	1箇所	牟岐町	地元と調整中
漁港海岸保全施設整備事業(局改)	1箇所	穴喰町	計画

港湾海岸保全施設整備事業(高潮)	L=400m	橘 湾港	
港湾海岸保全施設整備事業(局改)	L=680m	撫 養 港	
港湾海岸保全施設整備事業(高潮)	津波防波堤 北防 L=340m 南防 L=400m	浅 川 港	

2 河川管理施設

(1) 管理

洪水、高潮等による被害を防止又は軽減するため、必要な箇所について施設整備を推進するとともに、非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、国、県及び市町村においては、事態に即応し適切な措置が講じられるように、あらかじめその体制を整える。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施するとともに、必要に応じ施設の自動操作化、遠隔操作化も検討し、万全の態勢を整える。

(2) 整備

平成17年度における整備状況及び今後の予定を示す。

事業名等	事業概要	事業場所	備 考
紀伊水道高潮対策事業	水門・ポンプ場整備	出 島 川	H 1 3 年度完了
		立 江 川	H 1 5 年度完了
		冷 田 川	H 1 7 年度完了予定
		苅 屋 川	H 1 8 年度完了予定
		多々羅川	H 1 9 年度完了予定
		田 野 川	未定
		太 田 川	未定
広域基幹河川改修事業	撫養川高潮堤防1,630m	鳴 門 市	高潮堤防1,630m完成
統合河川整備事業	福井川樋門1箇所補強	阿 南 市	1箇所完成

3 港湾管理施設

(1) 管理

港湾施設は、陸路と海上路を結ぶため設けられた施設であり、災害時には、孤立した地域の緊急輸送や救助活動を行う拠点となることから、港湾管理者は日頃から施設の点検補修を実施

し、災害時に備えるものとする。

(2) 整備

地震防災対策特別措置法等の規定に基づく整備状況を次に示す。

港 湾 名	事 業 概 要	備 考
徳島小松島港(沖洲地区)	耐震強化岸壁の整備：岸壁(-7.5m) 1バース(L=130m)	整備済
橘港(大湊地区)	耐震強化岸壁の整備：岸壁(-5.5m) 1バース(L=100m)	整備済
徳島小松島港(赤石地区)	耐震強化岸壁の整備：岸壁(-7.5m) 1バース(L=130m)	整備中
徳島小松島港(沖洲地区)	耐震強化岸壁の整備：岸壁(-8.5m) 1バース(L=280m)	計 画
浅川港(海老ヶ池地区)	耐震強化岸壁の整備：岸壁(-5.5m) 1バース(L=100m)	計 画

4 漁港管理施設

(1) 管理

漁港施設の維持管理はその設置者が行うが、県管理漁港においては、漁港巡回指導員が常時状況の把握に努めるなど、管理上必要な措置が迅速にとられる体制を整備する。

漁港における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、県及び市町村においては、事態に即応し適切な措置が講じ得られるように、あらかじめその体制を整えておくものとする。

なお、漁港海岸においては、規模が大きく機械操作が必要な水門・樋門について、樋門看守を設置しその操作が確実にできるよう体制を整備している。

また、門扉等が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練等を実施し、万全の態勢を整えておくものとする。

(2) 整備

事 業 名 等	事 業 概 要	事業場所	備 考
漁業集落環境整備事業	集落道(避難路)・避難広場等の整備	牟岐町	施工中
〃	集落道(避難路)・避難広場等の整備	海部町	計 画
〃	集落道(避難路)・避難広場等の整備	由岐町	計 画
牟岐漁港	耐震岸壁(-4.0m) L=80m	牟岐町	地元と調整中

第3 地盤沈下の防止

1 地盤沈下等の概要

地下水の採取の適正化を図る取り組み等により、最近ではほとんど確認できないほど軽微な状況となっている。

2 地下水採取の削減

吉野川下流地域においては、昭和44年に工業用及び上水道として地下水を利用している利用者等により、吉野川下流地域地下水利用対策協議会を設立し、地下水の取水について自主規制を実施している。

また、公害防止協定を結んだ工場については、当該協定書に自主規制の内容を盛り込み、その実効性を高めることとしている。

しかしながら、本県の臨海部における地下水利用については、工業用及び上水道以外の用水取水量が増加したことなどにより、地下水の水位低下や塩水化が進行する地域が見られた。

このことから、地下水の採取の適正化を図ることにより、地下水を保全し、あわせて地下水の水位の異常な低下又は地盤の沈下を防止することを目的として、昭和58年に「徳島県地下水の採取の適正化に関する要綱」を定めた(昭和58年8月1日施行)。この要綱は、特定の地域を指定し、その地域において地下水を採取する揚水設備が一定の規模を越える設備の設置については、知事の承認を得ることとし、地下水の採取の削減に対する指導を行っている。

3 指定地域

- ・昭和58年8月1日指定地域：徳島東部地域（吉野川下流，勝浦川下流，那賀川下流）
- ・昭和60年7月1日指定地域：日和佐地域

4 地盤沈下対策

地盤沈下により生じた農地，農業用施設の被害を復旧するために，農業用排水施設の整備を行っている。

第4 高潮・浸水時の被害予防対策

1 県，市町村及び防災機関は，高潮の危険や避難方法等を県民等に対して広く啓発するものとする。

2 市町村は，高潮によって浸水が予想される地域について事前に把握し，浸水予測図を活用するなどして，避難勧告・指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに，住民等に対し周知を図るよう努める。

また，避難場所，避難路を指定するとともに，案内板や高潮浸水標識の設置により，緊急時の注意を呼びかけ，住民等に対して，高潮又は浸水時の対応の啓発に努める。